

税理士の最強ツール

TAINS だより

Tax Accountant Information Network System

2022
夏号
VOL28 No.231
2022年7月15日発行



「高原の夏」

TAINS だより夏号をお届けします。

今年は、新型コロナウイルスの影響もやや落ち着き、ウイズコロナの中、少しずつではありますが経済活動も正常化の方向に進んでおります。

TAINS も TAINS6.1 にバージョンアップ後、皆様の業務に役立つように改修を重ねております。また、TAINS 研修も全国各地で予定されております。税理士新規登録者に対する6か月無料施策などの新しい施策も皆様方に周知していければと考えております。ぜひ一人でも多くの方に、ご利用していただければ幸いです。

一般社団法人 日税連税法データベース
上田 健一

Contents / 目次

2022 夏号
VOL28 No.231

- 特別寄稿 ————— 2
＜思考プロセスで読み解く裁判例＞
財産評価基本通達6の適用をめぐる判断
名城大学法学部教授 伊川 正樹
- メールニュース（2022年4月～2022年6月収録） — 14
- DB収録情報、会員数 ————— 20

タインズ博士



TAINS キャラクターズ



しょー君
(消費税担当)



もろ君
(諸税担当)



ちーちゃん
(地方税担当)



あいちゃん
(相続税担当)



ほう君
(法人税担当)



ところ君
(所得税担当)

＜思考プロセスで読み解く裁判例＞

財産評価基本通達6の適用をめぐる判断

名城大学法学部教授 伊川 正樹

I はじめに

相続税法では、一定の財産（相続23等）を除き、相続財産の評価方法は財産評価基本通達¹（以下「評価通達」という。）に定められている。同通達1（2）は、時価の意義について次のように定めている。

財産の価額は、時価によるものとし、時価とは、課税時期（相続、遺贈若しくは贈与により財産を取得した日若しくは相続税法の規定により相続、遺贈若しくは贈与により取得したものとみなされた財産のその取得の日又は地価税法第2条《定義》第4号に規定する課税時期をいう。以下同じ。）において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、この通達の定めによって評価した価額による。〔下線、筆者〕

すなわち、評価通達に定める方法によって評価された価額が、相続税法上「時価」²と扱われることとされている。

一方、評価通達6は次のように定めている。

この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。〔下線、筆者〕

これを前提として、相続財産の評価は、評価通達に定める方法によることが原則であるが、著しく不相当と認められる場合には、それとは異なる評価方法によることが許容されている。このようなしくみから、一般に、評価通達6は国税当局にとっての「伝家の宝刀」と称されている³。

しかし、評価通達6の適用要件は、「著しく不相当」

という「二重の不確定概念」⁴が用いられており、その適用をめぐる多くの争いが起きている。そしてこの要件は、従来の裁判例や裁決例では「特別の事情」が存在するかどうかという形で争われている。個々の例では、被相続人が金融機関等から借入れをして不動産を取得するという、いわば典型的な相続税対策がとられるケースにおいて、当該相続財産の「時価」は、評価通達に定める方法によって算定された価額（以下「通達評価額」という。）と、それ以外の方法によって算定された価額のいずれであるかが争われている。

こうしたなか、本年（令和4年）4月19日に、最高裁判所がこの論点について初めての判断を示した。この判決は、相続財産の評価に関する評価通達6の適用という重要な論点であり、実務的にも大きな影響を与え得るものとして大きな注目を集めている。また、最高裁判所が判決を示す前に、弁論を開いたことも話題を呼んだ⁵。

本稿では、評価通達6の適用要件をどのように理解すべきかということについて、同事案について下級審判決及び最高裁判決を詳細に分析するとともに、過去の裁判例等との比較において、本件の最高裁判決の特徴や意義を検討し、今後の方向性について検討してみたい。

なお、本稿では、判決文や法令等を囲みで原文引用し、要約や図などは網掛けの囲みで表記しながら、判決の論理やその背景にあると考えられるロジックを丁寧に読み解き、いわば思考プロセスをたどりながら判決の意義について検討するというスタイルをとることとする。

1 昭和39年4月25日付け直資産56・直審（資）17。

2 以下、本稿において、相続税法22条所定の時価を「時価」と表記する。

3 朝日新聞2022年3月14日夕刊9頁、朝日新聞2022年4月20日朝刊33頁、日本経済新聞2022年4月20日朝刊37頁参照。

4 参照、増田英敏「相続税法22条の『時価』と評価通達6項の解釈（上）」税務弘報64巻10号71頁（2016年）、谷口智紀「財産評価基本通達・総則6項の適用をめぐる問題」島大法学61巻3・4号149頁（2018年）。

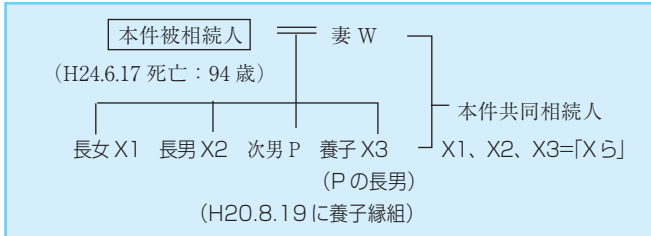
5 日本経済新聞2022年3月16日朝刊46頁参照。

II 事案の概要

1 事実の概要

(1) 本件相続等

本件被相続人が平成 24 年 6 月 17 日に 94 歳で死亡したことにより、本件相続が開始した。本件被相続人の法定相続人は、次の図のとおりであった。



本件共同相続人は、本件被相続人の平成 21 年 10 月 16 日付公正証書に係る遺言及び本件共同相続人の間で平成 24 年 10 月 17 日に行った遺産分割に従って、本件相続に係る相続財産を取得した。

Q 社は、不動産の売買、賃貸借及び管理等を目的とする株式会社であり、本件被相続人が代表取締役を務めていたが、平成 21 年 6 月 26 日に辞任し、同日、X2 が代表取締役に就任した。

本件相続に係る相続財産は、次の図の通りであった。

		所在地・種類	購入日・価格	売却日・価格
本件甲土地	本件甲不動産	東京都杉並区 共同住宅 44 戸・ 保育園 1 戸	H21.1.30 8 億 3,700 万円	—
本件甲建物				
本件乙土地	本件乙不動産	神奈川県川崎市 共同住宅 39 戸	H21.12.25 5 億 5,000 万円	H25.3.7 5 億 1,500 万円
本件乙建物				
本件各不動産 すべて X3 が取得		—	—	—

(2) 本件借入れ

本件被相続人は、本件各不動産の購入にあたり、次のような借入れを行って資金調達をしていた。

	借入金額 (合計)	借入日	借入先・内訳
本件甲不動産	6 億 3,000 万円	H21.1.30	U 信託銀行から全額
本件乙不動産	4 億 2,500 万円	H21.12.21	妻 W から 4,700 万円 U 信託銀行から 3 億 7,800 万円

なお、上記の U 信託銀行からの借入れについて、同銀行が作成した貸出稟議書には、「相続対策のための不動産購入を計画。」などの記載がある。

(3) 本件申告と更正処分

X らは、平成 25 年 3 月 11 日、本件申告を行ったが、本件各不動産については、評価通達 6 の適用方法によってそれぞれ評価した (以下「本件各通達評価額」

という。)

これに対して、札幌国税局長は、平成 28 年 2 月 17 日付で、国税庁長官に対し、本件各不動産について評価通達 6 を適用し評価通達の定める評価方法によらずに他の合理的な評価方法によって評価することとしたい旨を上申し、国税庁長官は、同年 3 月 10 日付けで、同局長に対し、「貴見のとおり取り扱うこととされたい」との指示をした。

これを踏まえ、処分行政庁は、本件各不動産の価額は評価通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められるとして、不動産鑑定士による鑑定評価額 (以下「本件各鑑定評価額」という。) に基づいて、本件各更正処分をした。

これらをまとめると、次の図のとおりである。

	X らの主張 (本件各通達評価額)	処分行政庁の主張 (本件各鑑定評価額)
本件甲不動産	2 億 0,004 万 1,474 円	7 億 5,400 万円
本件乙不動産	1 億 3,366 万 4,767 円	5 億 1,900 万円
課税価格の合計額	2,826 万 1,000 円	8 億 8,874 万 9,000 円
相続税額	0 円	2 億 4,049 万 8,600 円

X らが、本件各更正処分を不服として、審査請求を経て争ったのが本件である。

2 争点

本件相続開始時における本件各不動産の時価を算定するにあたり、評価通達 6 の適用が認められるための「特別の事情」が認められるかどうか。

3 当事者の主張

両当事者の主張は、概要、次のとおりである。

(1) X らの主張

- 評価通達 6 の趣旨に照らせば、「特別の事情」とは、災害等、対象財産の時価評価に影響を及ぼす客観的事象の発生に限られなければならない。
- 納税者等の節税目的や租税回避目的といった主観的要素又は相続開始前後の一連の行為は、特別の事情には当たらない。
- 本件各不動産の時価は、本件通達評価額とすべき。

(2) 国側の主張

- 本件各不動産の評価には「特別の事情」があるため、本件鑑定評価額によるべき。
- 本件各通達評価額と本件各不動産の時価との間に著しい乖離があること。
- A 及び X らによる本件各不動産の取得及び当該取得に伴う資金借入れ等の一連の行為は、専ら相続対策を目的とするものであったこと。

Ⅲ 第一審判決

1 評価通達による評価の意義

第一審の東京地裁令和元年8月27日判決(TAINS Z269-13304)は、まず、相続税法22条における「時価」とは、「当該財産の客観的な交換価値」としている。そして、その評価については、「課税実務においては、評価通達において財産の価額の評価に関する一般的な基準を定めて、画一的な評価方法によって相続等により取得した財産の価額を評価する」という方法が一般的に行われていることを確認している。

こうした課税実務について、地裁は、次のように述べている。

このような課税実務は、評価通達の定める評価方法が相続等により取得した財産の取得の時における適正な時価を算定する方法として合理的なものであると認められる限り、納税者間の公平、納税者の便宜、効率的な徴税といった租税法律関係の確定に際して求められる種々の要請を満たし、国民の納税義務の適正な履行の確保(国税通則法1条、相続税法1条参照)に資するものとして、相続税法22条の規定の許容するところであると解される。

このような一般論に続けて、地裁は、評価通達の定める評価方法によって財産を評価することについて、次のように述べている。

……評価対象の財産に適用される評価通達の定める評価方法が適正な時価を算定する方法として一般的な合理性を有する場合においては、評価通達の定める評価方法が形式的に全ての納税者に係る全ての財産の価額の評価において用いられることによって、基本的には、租税負担の実質的な公平を実現することができるものと解されるのであって、相続税法22条の規定もいわゆる租税法の基本原則の一つである租税平等主義を当然の前

提としているものと考えられることに照らせば、特定の納税者あるいは特定の財産についてのみ、評価通達の定める評価方法以外の評価方法によってその価額を評価することは、原則として許されないものというべきである。[下線、筆者]

さらに続けて、評価通達6の適用が許容される場面については、次のような解釈を示している。

しかし、他方、評価通達の定める評価方法によっては適正な時価を適切に算定することができないなど、評価通達の定める評価方法を形式的に全ての納税者に係る全ての財産の価額の評価において用いるという形式的な平等を貫くことによって、かえって租税負担の実質的な公平を著しく害することが明らかである特別の事情(評価通達6参照)がある場合には、他の合理的な方法によって評価することが許されるものと解すべきである。[下線、筆者]

このように、地裁は、財産評価については、原則として評価通達の定める評価方法によることによって「租税負担の実質的な公平を実現することができる」としながらも、そうした形式的平等を貫くことによって、かえって実質的な公平を著しく害することが明らかである「特別の事情」がある場合には、別の評価方法によることが許されると解している。

ここで注意が必要なのは、評価通達に基づく財産評価が適切なものとして認められるのは、「評価通達の定める評価方法が適正な時価を算定する方法として一般的な合理性を有する場合」であるということである。つまり、地裁は、評価通達の定める評価方法が一般的な合理性を有することが、評価通達の定める方法による評価が「時価」として一般的妥当性を有する前提条件と理解しているのである。

2 本件各不動産に「特別の事情」が認められるか

地裁は、本件各不動産の評価額等について、次のように比較している。

	通達評価額と鑑定評価額の差異	取引価格と鑑定評価額の差異
本件甲不動産	通達評価額 < 鑑定評価額 (約 26.53%)	購入額は鑑定評価額より 8,300万円高額
本件乙不動産	通達評価額 < 鑑定評価額 (約 25.75%)	● 購入額は鑑定評価額より 3,100万円高額 ● 相続開始後の売却価格は鑑定評価額より400万円安価

こうした事実に加えて、地裁は、次のような点を挙げて、本件各通達評価額が、本件相続開始時における本件各不動産の時価を示すこと、すなわち、評価通達の定める評価方法が合理性を有することについては、「相応の疑義があるといわざるを得ない」と述べている。

- 本件被相続人又は X の本件各不動産の売買につき、市場価格と比較して特別に高額又は低額で売買が行われたことをうかがわせる事情等は見当たらないこと。
- 本件各鑑定評価額は、原価法による積算価格を参考にとどめ、収益還元法による収益価格を標準に求めたものであること。
- 不動産鑑定士が不動産鑑定評価基準に基づき算定する不動産の正常価格は、基本的に時価を示すものと考えられること（地価公示法 2 条参照）。

そして、地裁は、本件各不動産が本件相続に係る相続財産に含まれることとなった経緯等として、以下の事実を認定している。

- 本件被相続人は、90 歳であった平成 21 年 1 月、信託銀行から 6 億 3,000 万円を借り入れて本件甲不動産を購入した。また、91 歳であった同年 12 月にも、同信託銀行から 3 億 7,800 万円、訴外 W から 4,700 万円を借り入れて本件乙不動産を購入した。
- 本件各借入れ及び本件各不動産の購入がなければ、本件相続に係る課税価格は、6 億円を超えるものであった。
- それにもかかわらず、本件各借入れ及び本件各不動産の購入がされたことにより、本件各通達評価額と比較して、本件各借入金債務が多額となることにより、その差額が本件各不動産を除く本件相続における財産の価額から控除されることにより、本件申告による課税価格は、2,826 万 1,000 円にとどまるものとされ、基礎控除により、本件相続に係る相続税は課されないこととされた。

さらに、地裁は、本件各借入れに係る貸出稟議書において、銀行担当者による「相続対策のため不動産購入を計画。購入資金につき、借入の依頼があったもの。」との記載があったという事実に基づき、「本件被相続人及び X らは、本件各不動産の購入及び

本件各借入れを、本件被相続人及び Q 社の事業承継の過程の一つと位置付けつつも、それらが近い将来発生することが予想される本件被相続人の相続において X らの相続税の負担を減じ又は免れさせるものであることを知り、かつ、それを期待して、あえてそれらを企画して実行した」（下線、筆者）と認定している。

以上の事実を踏まえ、地裁は、次のように結論付けている。

……本件相続における本件各不動産については、評価通達の定める評価方法を形式的に全ての納税者に係る全ての財産の価額の評価において用いるという形式的な平等を貫くと、本件各不動産の購入及び本件各借入れに相当する行為を行わなかった他の納税者との間で、かえって租税負担の実質的な公平を著しく害することが明らかというべきであり、評価通達の定める評価方法以外の評価方法によって評価することが許されるというべきである。

そして、本件全証拠によっても本件各鑑定評価の適正さに疑いを差し挟む点が特段見当たらないこと……に照らせば、本件各不動産の相続税法 2 2 条に規定する時価は、本件各鑑定評価額であると認められる。〔下線、筆者〕

このように、地裁は、X らの請求を退け、本件各不動産の時価は、本件各鑑定評価額であると判示した。

IV 控訴審判決

控訴審である東京高裁令和 2 年 6 月 24 日判決（TAINS Z888 - 2346）は、ほぼ原審である上記地裁判決を引用して、X らの控訴を棄却した（内容は省略）。

V 最高裁判決

高裁判決を不服として、X らが上告受理申立てをしたところ、最高裁は上告を受理した。さらに、最高裁判所第三小法廷は、令和 4 年 3 月 15 日に弁論を行ったため、大きな注目を集めた。

このような経緯を経て示された最高裁令和 4 年 4 月 19 日判決（TAINS Z888 - 2406）は、X らの上告を棄却する判断を示した。

以下、最高裁の判示を順にみていこう。

1 最高裁による本件事実の経緯に対する評価

最高裁はまず、原審が適法に確定した事実関係等の概要を挙げ、次のような評価を示している。

被相続人及び上告人らは、上記……の本件各不動産の購入及びその購入資金の借入れ（以下、併せて「本件購入・借入れ」という。）を、被相続人及びその経営していた会社の事業承継の過程の一つと位置付けつつも、本件購入・借入れが近い将来発生することが予想される被相続人からの相続において上告人らの相続税の負担を減じ又は免れさせるものであることを知り、かつ、これを期待して、あえて企画して実行したものである。

本件購入・借入れがなかったとすれば、本件相続に係る相続税の課税価格の合計額は6億円を超えるものであった。[下線、筆者]

2 時価の評価方法

次に最高裁は、時価の評価方法について、次のような解釈を示している。

……評価通達は、上記の意味 [筆者注：相続税法22条] における時価の評価方法を定めたものであるが、上級行政機関が下級行政機関の職務権限の行使を指揮するために発した通達にすぎず、これが国民に対し直接の法的効力を有するというべき根拠は見当たらない。そうすると、相続税の課税価格に算入される財産の価額は、当該財産の取得の時に客観的な交換価値としての時価を上回らない限り、同条に違反するものではなく、このことは、当該価額が評価通達の定める方法により評価した価額を上回るか否かによって左右されないというべきである。

そうであるところ、本件各更正処分に係る課税価格に算入された本件各鑑定評価額は、本件各不動産の客観的な交換価値としての時価であると認められるというのであるから、これが本件各通達評価額を上回るからといって、相続税法22条に違反するものということはできない。[下線、筆者]

3 評価通達6の適用要件

評価通達6の適用要件について、次のような解釈を示している。

他方、租税法上の一般原則としての平等原則は、租税法の適用に関し、同様の状況にあるものは同様に扱われることを要求するものと解される。そして、評価通達は相続財産の価額の評価の一般的な方法を定めたものであり、課税庁がこれに従って画一的に評価を行っていることは公知の事実であるから、課税庁が、特定の者の相続財産の価額についてのみ評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることは、たとえ当該価額が客観的な交換価値としての時価を上回らないとしても、合理的な理由がない限り、上記の平等原則に違反するものとして違法というべきである。もっとも、上記に述べたところに照らせば、相続税の課税価格に算入される財産の価額について、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、合理的な理由があると認められるから、当該財産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることが上記の平等原則に違反するものではないと解するのが相当である。[下線、筆者]

4 本件事実への当てはめ

以上の解釈を踏まえて、本件事実への当てはめを以下のように行っている。

- ① 本件各不動産についてみると、本件各通達評価額と本件各鑑定評価額との間には大きな離れがあるということができるものの、このことをもって上記事情があるということとはできない。
- ② もっとも、本件購入・借入れが行われなければ本件相続に係る課税価格の合計額は6億円を超えるものであったにもかかわらず、これが行われたことにより、本件各不動産の価額を評価通達の定める方法により評価すると、課税価格の合計額は2826万1000円にとどまり、基礎控除の結果、相続税の総額が0円になるというのであるから、上告人らの相続税の負担は著しく軽減されることになるというべきである。
- ③ そして、被相続人及び上告人らは、本件購入・借入れが近い将来発生することが予想さ

れる被相続人からの相続において上告人らの相続税の負担を減じ又は免れさせるものであることを知り、かつ、これを期待して、あえて本件購入・借入れを企画して実行したというのであるから、租税負担の軽減をも意図してこれを行ったものといえる。

- ④ そうすると、本件各不動産の価額について評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことは、本件購入・借入れのような行為をせず、又はすることのできない他の納税者と上告人らとの間に看過し難い不均衡を生じさせ、実質的な租税負担の公平に反するというべきであるから、上記事情があるものといえることができる。

[付番、下線は、すべて筆者]

5 結論

最後に、最高裁は、次のように結論を示している。

したがって、本件各不動産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのが上記の平等原則に違反するということとはできない。

VI 検討

以下、下級審判決や関連判決等と比較しながら、本件最高裁判決の意義について検討していきたい。

1 最高裁は何のために弁論を開いたのか

まず、具体的な法解釈に立ち入る前に、最高裁判所は何のために弁論を開いたのかという点に大きな疑問が残る。というのも、最高裁判所は法律審であるため、事実認定は事実審である下級裁判所の専権に属することとされている（民訴 321 条 1 項、312 条 1 項等参照）。そのため、最高裁における審理は通常、書面審理によることとされているものの、最高裁の判断により当事者から不服のある点について直接聴いたほうがよい事案について、口頭弁論を開いて判決を言い渡すこととされている⁶。

本件では、原審において国側の主張が全面的に認められて、納税者側が上告しているため、上記のような裁判の運用からすれば、最高裁において何らか

の判断の変更が行われると考えられる。しかし、結論をみると、最高裁の判決は原審とほぼ同様のものといえる。

最高裁が弁論を開いたからといって、必ずしも原審の判断を覆すわけではないものの、本件においてなぜ最高裁は弁論を開いたのか、その弁論の結果が判決にどのような影響を与えているのかについては、判決文等には表されていないため知ることができない。そのため、この点については公表されている判決文等から推測するしか方法がないため、筆者なりにこの点を考えてみたい。

最高裁判決は、本件における争点について、相続税法 22 条所定の時価の算定にあたり、通達の法源性を否定した上で、評価通達の定める方法により評価した価額が必ずしも基準となるわけではないことを指摘している。そして、本件各鑑定評価額が、本件各通達評価額を上回るからといって、相続税法 22 条に違反するとはいえない旨を判示している。その前提として述べられているのが、次の判示である。

本件各更正処分に係る課税価格に算入された本件各鑑定評価額は、本件各不動産の客観的な交換価値としての時価であると認められる……。

すなわち、最高裁は、「本件各鑑定評価額が時価である」という判断を示している。しかし、その理由は示されていない。

本件最高裁も、「時価」とは財産の客観的な交換価値であるとしており、時価を特定の金額として理解するのではなく、「客観的な交換価値としての時価を上回らない限り」と述べていることから、一定の幅があることを前提にしているといえる。こうした理解に基づけば、本件各不動産の「時価」として認められる評価額は複数のものがありえることになるため、「本件各鑑定評価額が時価である」との最高裁の判示から、次のような公式が成り立つ。

- 本件各鑑定評価額 = 時価
- 本件各鑑定評価額 \approx 時価
- 本件各鑑定評価額 \leq 時価

本件最高裁の判示が上記のいずれに該当するかはともかく、「本件各鑑定評価額が時価である」と述べたことは、本判決の結論に大きな影響を与えてい

⁶ 最高裁判所ウェブサイト参照（<https://www.courts.go.jp/saikosai/tetuzuki/index.html>）[最終アクセス日 2022 年 7 月 4 日]。

るものと考えられる。しかしながら、なぜそのような評価が可能であるのかについては、最高裁自身は何も述べていない。また、原審である高裁判決は、本件各鑑定評価額の妥当性については特段触れておらず、地裁判決では、不動産鑑定士が不動産鑑定評価基準に基づき算定する不動産の正常価格の一般的な合理性を理由として挙げているだけである⁷。

これらから推測するに、最高裁の弁論手続においては、本件各鑑定評価額が本件各不動産の時価といえるかどうかについてのやり取りがあったのではないだろうか。この点について、X側から本件各鑑定評価額の妥当性を否定するような主張・立証がされなかったか、国側がこの点について主張を維持できたかのいずれかのやり取りがあったため、最高裁は原審の判断を維持したのではないかと推測される。そのため、仮にこの点について裁判官が疑問に感じた場合には、本件各不動産の時価として認められる価額の認定について、原審に差し戻す判断を示したのではないだろうか。

2 最高裁判決の意義

本件最高裁判決は、評価通達 6 の適用に関する最高裁としての初めての判断という点でも注目を集めているが、その意義について考えてみよう。

(1) 財産評価基本通達の位置づけの明確化

(i) 通達評価額の意義

まず、本件最高裁判決の意義は、通達の法的性質について明言し、評価通達の定める評価方法による評価額と時価との関係を明らかにした点である。

……評価通達は、上記の意味 [筆者注:相続税法 22 条] における時価の評価方法を定めたものであるが、①上級行政機関が下級行政機関の職務権限の行使を指揮するために発した通達にすぎず、これが国民に対し直接の法的効力を有するというべき根拠は見当たらない。そうすると、②相続税の課税価格に算入される財産の価額は、当該財産の取得の時に客観的な交換価値としての時価を上回らない限り、同条に違反するものではなく、このことは、当該価額が評価通達の定める方法により評価した価額を上回るか否かによって左右されないというべきである。

そうであるところ、本件各更正処分に係る課税価格に算入された本件各鑑定評価額は、本件各不動産

の客観的な交換価値としての時価であると認められるというのであるから、③これが本件各通達評価額を上回るからといって、相続税法 22 条に違反するものということとはできない。 [付番、下線は、すべて筆者]

①の部分では、通達の基本的な性質が示され、国民に対する直接の法的効力がないことが確認されている⁸。ここで、「国民に対し直接の法的効力」(傍点、筆者)と述べているのは、後に、評価通達に従って財産評価が行われることが平等原則の保障の対象となると判示していることから、評価通達には事実上の効力が認められることを意識しているものと思われる。

次に、上記②の部分において、相続財産の評価額は、客観的な交換価値を上回らない限り「時価」の範囲にあるのであり、「評価通達の定める方法により評価した価額を上回るか否かによって左右されない」と述べている点が注目される。評価通達 1 (2) では、時価とは「この通達の定めによって評価した価額による。」と定義されていることもあり、従来の裁判例等では、通達評価額が「時価」であることの推定を受けると扱われてきた。そして、それを前提として、原則として評価通達の定める評価方法によるべきであり、それによらない「特別の事情」が認められる場合に限り、別の評価方法が認められると理解されてきた。

しかし、通達には(直接の)法的効力がないことから、評価通達の定める評価方法による評価額に拘束される理由はなく、通達評価額が「時価」であるとの推定を受ける法的根拠はないはずである。本件最高裁判決はこのことを明らかにした上で、本質的には、相続財産の評価額の妥当性は、客観的に「時価」といえるかどうか問われるべきことを示したといえよう。

こうした通達の位置付けの明確化は、従来の裁判例等において示されていた「特別の事情」の有無という文言が「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」という表現に置き換えられた点にも、その変化をみてとれるといえるだろう。また、上記③の部分においても、鑑定評価額そのものが「時価」といえるかどうかを判断すればよいことを示してい

7 本件各鑑定評価額に対する疑義として、長島弘「財産評価基本通達総則 6 項の適用を認めた最高裁判決」税務事例 54 巻 641～42 頁 (2022 年) 参照。

8 参照、金子宏『租税法 (第 24 版)』116 頁 (弘文堂、2021 年)、宇賀克也『行政法概説I 行政法総論 [第 7 版]』319 頁 (2020 年)。

る点にも、通達評価額自体に法的拘束力がないことが示されているといえる。

(ii) 通達評価額と鑑定評価額との関係

他方で最高裁は、次のように述べている。

本件各不動産についてみると、本件各通達評価額と本件各鑑定評価額との間には大きな乖離があるということが出来るものの、このことをもって上記事情があるということとはできない。

ここで言及されている「上記事情」とは、最高裁が示した評価通達 6 の適用要件である、「評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」を指している。この内容については後述するが、「通達評価額」と「鑑定評価額」とを比較して、両者の間に大きな乖離があるとしても、それ自体は評価通達 6 が適用される要件を満たす事実にはならないことを意味している⁹。

上記の内容を踏まえてこの判示内容について考えると、次のように整理できる。

- ① 通達評価額が直ちに「時価」とされるわけではない。
- ② 本件各不動産については、本件各鑑定評価額が「時価」といえる。
- ③ 通達評価額と鑑定評価額とを比較して、両者の間に大きな乖離があることのみをもって、評価通達の定めによらない評価が許される（＝評価通達 6 の適用が許容される）わけではない。

ここから導き出される命題としては、次の 2 点が考えられる。

- (A) 通達評価額と他の評価額（本件では、鑑定評価額）とを比較する際に、通達評価額が絶対的な基準となるわけではない。
- (B) 鑑定評価額を証拠として提出して、通達評価額との間に乖離があることを主張したとしても、それ自体、評価通達 6 の適用を認める根拠とはならない。

これらのうち、(A) は、前記 (i) の内容と同

様であり、通達の法的性質から導かれる命題である。(B) については、評価通達 6 の適用要件に関わるものである。これについては後述するが、少なくとも従来からの実務において、相続財産を評価通達の定める方法によって評価すると不合理な価額となるような場合に、評価通達 6 の適用を正当化するための根拠として、鑑定評価額の活用の妥当性が問題とされてきた¹⁰。しかし、本件最高裁の判示は、(仮にその鑑定評価額が「時価」として妥当な金額だとしても) 単純に鑑定評価額を証拠として提出して、通達評価額との乖離を主張するだけでは、評価通達の定める評価方法によらない例外を認める根拠とはならないことを示していると考えられる。

従来の裁判例では、評価通達 6 を適用するためには、通達評価額と他の評価額との乖離の存在があればよいのか、それとも被相続人や納税者たる相続人に租税回避の意図や行為が存することが必要なかという議論がある¹¹。本件最高裁の上記判示内容は、少なくとも価格乖離という事実のみでは、評価通達 6 の適用を認める根拠にはならないことを示したものと考えられる。

(2) 評価通達 6 の適用要件

では、価格乖離の事実だけでなく、租税回避の意図ないし行為の存在が、評価通達 6 の適用要件となり得るのだろうか。

まず、最高裁は、本件被相続人及び X らの本件各不動産に係る借入れ及びその取得の経緯について、次のような認定事実と評価を挙げている。

……被相続人及びその経営していた会社の事業承継の過程の一つと位置付けつつも、本件購入・借入れが近い将来発生することが予想される被相続人からの相続において上告人らの相続税の負担を減じ又は免れさせるものであることを知り、かつ、これを期待して、あえて企画して実行したものである。

そして、「本件購入・借入れがなかったとすれば、本件相続に係る相続税の課税価格の合計額は 6 億円を超えるものであった」と続けている。こうした経緯に関する事実は、高裁が認定した内容であるが、それに対する評価も最高裁は高裁の判断をそのまま前提としている。

9 この点は、東京地判令和 2 年 11 月 12 日 TAINS Z888 - 2395 と対照的である。

10 東京地判平成 11 年 8 月 10 日 TAINS Z248 - 8718 参照。

11 山田重将「財産評価基本通達の定めによらない財産の評価について一裁判例における『特別の事情』の検討を中心に一」税務大学校論叢 80 号 143 頁 (2015 年) 参照。

さらに、本件最高裁は、あてはめにおいて、次の事実及びそれに対する評価を挙げている¹²。

- ・ 本件購入・借入れが行われたことにより、Xらの相続税の負担は著しく軽減された（前記V4②）。
- ・ 被相続人及びXらは、租税負担の軽減をも意図して、あえて本件購入・借入れを行った（前記V4③）。
- ・ 本件において、評価通達の定める方法によって評価することは、実質的な租税負担の公平に反する（前記V4④）。

これらを前提に考えると、最高裁は、評価通達6の適用にあたっては、被相続人・相続人の租税負担軽減の意図ないしそれに基づく行為が必要と考えていることになる。そうであれば、租税回避が評価通達6の適用の根拠になり得ることを認めたこととなり、評価通達6を租税回避の否認の根拠として位置付けたことになる。

しかしながら、本件最高裁で強調しているのは、通達の法源性の否定であり、評価通達自体には「直接の効力」がないという点である。そのため、評価通達6を租税回避否認の根拠と位置付けることは、これに大きく矛盾することとなる。

むしろ、本件最高裁判決が評価通達6の適用要件として示しているのは、「評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合」という内容である。そして、これを導き出す過程において示されているロジックは、次のとおりである。

(ア) 租税法の一般原則としての平等原則は、租税法の適用に関し、同様の状況にあるものは同様に扱われることを要求している。



(イ) 課税庁が評価通達に従って画一的に評価を行っていることは、公知の事実である。



(ウ) 特定の者の相続財産の評価についてのみ、

評価通達の定める方法による評価額を上回る評価額とすることは、その評価額が時価を上回らないとしても、合理的理由がない限り、平等原則に反する。



(エ) ただし、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、平等原則に反しない合理的な理由がある。

つまり、最高裁は、評価通達そのものには法的効力はないものの、評価通達の定める方法によって画一的に相続財産が評価されているという実態があり、それは「公知の事実」であるため、評価通達の定める方法によって財産評価が行われることが平等取扱いの保障の対象となると判断している。「租税法上の一般原則としての平等原則」すなわち租税公平主義は、立法段階のみならず執行段階においても妥当するものである¹³。そのため、通達そのものに拘束力がないとしても、通達に基づく財産評価という課税実務が「公知の事実」といえる程度に定着している状況¹⁴に照らせば、「評価通達によって財産を評価する取扱い」が保障の対象となり、それに反する取扱いをするためには「合理的な理由」が必要との解釈が示されている。

このような理解は、評価通達の定める評価によることが原則であり、それによらない例外的な事情がある場合に別の評価方法によることが認められるという、従来からの評価通達による財産評価のあり方に変化をもたらすものではない。しかし、従来理解は、評価通達の定める評価方法及びそれによって算定される評価額自体に合理性があるとしていたのに対し、本件最高裁は、通達自体に法的効力があるわけではないことを前提としつつ、評価通達の定める方法によって評価することが「公知の事実」となっているため、それに反する評価を行うことが平等原則に反するという論理構成をとっている点に大きな違いが認められるのである。

このように、本件最高裁判決は、租税公平主義を根拠として、評価通達6の適用の正当性を認めてい

12 地裁において挙げられていた本件借入れに係るU信託銀行での貸出稟議書について、最高裁が触れていない点は興味深い。

13 金子・前掲注(8)96～97頁参照。

14 このような最高裁の認識は、評価通達によって財産評価をすることが行政先例法として確立していることを認めているとも理解することができるかもしれない。参照、金子・前掲注(8)115頁。

る。評価通達6の存在自体が租税法律主義に反するという立場をとるのであればともかく、その存在自体は否定しないという立場に立つのであれば、その適用は、評価通達自体ではなく、租税公平主義に基づく平等取扱いに求められると解する最高裁の解釈は、前記の通達の法源性を否定する内容と整合し、それ自体は評価されるべきものである。

問題は、その適用要件の具体的内容である。これに関して、次の2つの問題が生じる。

(i) 最高裁が示した評価通達6の適用要件とは、具体的にどのようなものであるのか

本件最高裁判決のあてはめ部分をみると（前記V4）、価格の乖離に加えて（同①）、本件購入・借入れによってXらの相続税の負担が著しく軽減されたという事実（同②）、租税負担の軽減をも意図してそれを行ったこと（同③）、それが実質的な租税負担の公平に反すること（同④）という論理の流れになっている。これを租税回避の否認の根拠として評価通達6の適用をとらえていると理解するならば、前述のように、通達の法源性を否定する本件最高裁の根本的な命題と抵触することになる。そのため、本件最高裁は、評価通達6の適用にあたり、「租税回避の意図ないし行為の存在」を要件としてとみるべきではないだろう。

最高裁は、本件においてXらが相続税の負担を意図的に著しく軽減したという結果に注目しているが、そのような結果をもたらした原因は本件購入・借入れであり、本件各不動産の通達評価額が低いことを利用して行ったことが前提となっている。本来、通達評価額が実勢価格と乖離しているのであれば、通達評価額を改めるべきであるが、それは通達の改正によって行われるべきであり、具体的な課税の妥当性が問題とされている場面においては、評価通達による評価額が「時価」といえるかどうかはまず問われることになる。この点について、本件最高裁は、鑑定評価額との単純な比較によって時価該当性を判断すべきではないとしつつ、本件各不動産の取得の経緯を考慮要素として、本件各通達評価額が「時価」に該当しないとして、評価通達6の適用を認めたものと解される。

このように理解すれば、本件最高裁は、評価通達

6に依拠してXらの租税回避を否認したのではなく、本件各通達評価額が「時価」とはいえないことを根拠として、評価通達6の適用を許容したとみることができる。すなわち、最高裁が問題としたのは、本件において「時価」といえる評価額は、通達評価額、鑑定評価額、取引評価額のいずれなのかという点であったといえるだろう。そして、評価通達によって評価をすることが平等取扱いの保障の対象となるものの、通達評価額が「時価」から大きく乖離しており、平等取扱いの保障を受けるに相応しくないと評価できる場合に評価通達6の適用を認めるという判断を示したものと考えられる。そのため、本件最高裁が「本件各鑑定評価額が時価と認められる」との前提を示したことが、判決の結論を大きく左右しているといえる。

しかし、こうした解釈によって、評価通達6の適用要件がより一層不明確になったことは否めない¹⁵。評価通達6によって租税回避を否認することはできないとしても、平等取扱いの保障という観点から、どのような評価額であれば「時価」といえるのか、そのために、財産取得の経緯としてどこまでの範囲について、どのような事実を考慮に入れるべきかということについて、本件最高裁は一般化し得るような明確な規範を示してないのである。

(ii) 従来の裁判例が示した「特別の事情」と本件最高裁が示した「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」とは同じものであるのか

従来の裁判例において築き上げられてきた「特別事情論」とは異なり、本件最高裁は、特別でなくても「事情」があれば評価通達とは異なる評価が許容されるという「事情法理」という規範を示したとの見解がある¹⁶。これによれば、従来の特別事情論は、評価通達6の適用要件として、評価通達以外の評価を限定的にする「特別の事情」を必要とするものであるが、本件最高裁が示した事情法理は、本件事案の特殊性を強調せず、対象を不動産に限定していないため、相続財産一般に広く妥当すると考えられている。

もっとも、従来の裁判例等における「特別の事情」の判断と本件最高裁が示した判断とは文言の違いに過ぎないようにも思われる。ただし、本件最高裁判決の射程のとらえ方によっては、上記のような理解

15 谷口智紀「財産評価基本通達総則6項の適用と平等原則違反の有無」税理65巻7号151頁（2022年）参照。

16 木山泰嗣「評価通達によらない財産評価と平等原則」税理65巻7号121頁（2022年）参照。

も成り立ち得ると考えられるため、最高裁判決の射程のとらえ方が重要になる。

3 最高裁判決の射程

前記2(2)(i)において、本件最高裁の判示は、評価通達6の適用に関して一般化し得る規範を示していないことを指摘した。これによって、今後の実務はより不透明さを増すと予測されるが、より問題なのは、課税庁による評価通達の「使い分け」¹⁷である。課税庁が評価通達6を便宜的に使い分けることとなれば、納税者に対する予測可能性と法的安定性を欠くことになってしまう。

租税法主義の具体的要請として、通達の法源性を否定したがために、かえって適用要件が不明確になってしまい、課税要件明確主義に反する帰結を導いてしまうことは本末転倒というべきである。そのため、本件最高裁判決は批判の対象にさらされている¹⁸が、本件最高裁判決は一般的な基準を示していないと解し、本件事案に限った判断を示したものとして、その射程を限定的に理解することが可能なのではないだろうか¹⁹。

このように理解する根拠として、本件最高裁判決の次の判示を挙げることができる。

……本件各不動産の価額について評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことは、本件購入・借入れのような行為をせず、又はすることのできない他の納税者と上告人らとの間に看過し難い不均衡を生じさせ、実質的な租税負担の公平に反するというべきであるから、上記事情があるものということができる。[下線、筆者]

つまり、本件最高裁は、「本件購入・借入れのような行為」は平等取扱いの保障の対象とはならないと判示したのであって、その射程は「本件のような」場合に限定されていると解することが可能であり、またそのように解すべきである²⁰。

ただし、そのように解したとしても、本件Xらのように、購入・借入れによって税負担を軽減した納税者と、そのような行為をせず、又はすることのできない他の納税者とを比較して、課税の公平を論じることは妥当ではない。本件購入・借入れのよう

な行為は、結果的に相続税額を0にする効果をもたらすものであるため、異常とはいい得ても違法ではない。違法ではないものの異常ともいべき行為に基づく評価額と、適法かつ通常の行為による評価額とを比較して課税の公平を論じることは、結果的に租税回避の否認と同様の効果をもたらすものであり、法的根拠が必要になると考えられる。そのため、本件においては、同様の結論を導くとしても、このような抽象的な納税者間の比較ではなく、「時価」としてどの金額が妥当かといった観点から、通達評価額と他の価額という具体的な金額を比較して判断すべきである。

VII おわりに

本件事案の特殊性は、本件被相続人が本件相続開始3年半前に購入した本件甲不動産について、取引価格と通達評価額に乖離がある点にも認められる。従来の課税実務においては、相続開始よりも3年以前に取得した財産の評価が問題とされる例は多くなかったように思われる。

そして、本稿で述べたように、本件最高裁判決は、通達の法源性を明確に否定し、評価通達の位置付けを明確にした上で、相続税法22条所定の「時価」として適切な価額を採求するという姿勢を示した点は評価されるべきであるが、かえって評価通達6の適用要件を不明確にしてしまったことは否めない。この点を明確にする努力は必要であるが、通達改正によってそれを実現することは現実には困難であり、事案の積み重ねによって明らかにしていくほかないのではないだろうか。ただし、通達の性質上、租税回避を否認するための根拠にはなり得ないことから、本件最高裁の判断についても、租税回避行為の存在を理由として評価通達6の適用が認められたものと解するのは相当ではない。あくまでも相続税法22条における「時価」として相応しい価額を採求する中で、原則通り評価通達の定める方法によるべきなのか、そこから外れる評価が許容されるべきかを個別に判断することを示した判断と理解すべきであり、具体的な判断については本件の特殊性を踏まえた限定的なものと理解すべきであろう。

17 増田英敏「通達課税と租税法主義の形骸化—評価通達総則6項の適用の問題を中心に—」税研223号23頁(2022年)。

18 谷口・前掲注(15)151頁参照。

19 長島・前掲注(7)40頁、安井栄二「判解」税務QA2022年6月号57頁参照。

20 長島・前掲注(7)41頁参照。



TAINSメールニュース No.567 2022.04.07

中古の機械及び装置の耐用年数／耐用年数省令3条1項2号適用の可否

(令03-03-30 東京地裁 棄却 控訴 Z888-2391)

X社は、法定耐用年数の全部及び一部を経過した中古のチューブ充填機・包装機を取得して改良を施し、事業の用に供しました。本件は、X社がこれら資産と資金的支出について耐用年数省令3条1項2号に基づく簡便法による耐用年数を用いて減価償却費を計算していたところ、課税庁が本件各資産は総合償却資産に該当するとして、耐用年数通達1-5-8により法定耐用年数を適用すべきとして、更正処分をした事案です。

東京地裁は、下記のように判断して法定耐用年数を適用すべきとしました。

本件工場において化粧品等の生産に用いられる各種機

械は、他の機械とラインを構成して内容物の製造又は充填、包装等の製品化を行い、製造部門と製品化部門との連携の下で、多種類の化粧品等を生産するという目的を実現しているものであるから、製造部門及び製品化部門に属する各資産は、連動あるいは連携して、集団的に生産手段として用いられているものといえることができ、したがって、これら各資産の総体が、本件耐用年数表にいう「設備」の単位となるというべきである。本件各資産は本件設備の相当部分を占めるものといえないことから、耐用年数省令3条1項2号を適用することはできず、各資産の耐用年数は法定耐用年数によるべきである。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z888-2391

(税法データベース編集室：草間 典子)

TAINSメールニュース No.568 2022.04.14

みなし贈与／夫婦間の金銭の移動／対価を支払わないで利益を受けた場合

(令03-07-12 公表裁決 全部取消し J124-2-06)

請求人は、夫Hの相続に係る相続税の税務調査を受け、申告漏れであったとしてH名義の預金口座から出金され請求人名義の証券口座等に入金（本件各入金）された金員を原資とする投資信託等について修正申告をしましたが、その後、原処分庁が本件各入金について、相続税法9条に規定する対価を支払わないで利益を受けた場合に該当するとして、請求人に対し贈与税の決定処分等を行いました。

本件は、請求人が上記決定処分等の取消しを求める事案です。審判所は、次のように判断し、本件決定処分等の全部を取り消しました。

請求人は、本件各入金の以前から、Hの財産の一部若しくは全部についても管理していたことが認められ

ること、投資信託の各分配金の入金があった請求人名義口座からの出金は、家計費の一部を賄うためのものと認められ、本件各入金額について、請求人が自ら私的な用途で費消した事実は認められないこと等から、本件各入金によっても、Hの財産は、請求人名義口座等においてそのまま管理されていたものと評価するのが相当であり、本件各入金額が請求人に帰属するものと解することはできず、本件各入金により請求人に贈与と同様の経済的利益の移転があったと認めることはできない。よって、本件各入金は、相続税法9条に規定する対価を支払わないで利益を受けた場合に該当するものとは認められない。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 J124-2-06

(税法データベース編集室：小菅 貴子)

税理士がつくる、税理士のためのデータベース

無料お試し会員受付中



お試し会員へ
の申し込み方法

- STEP.1** お手元に税理士登録番号をご用意ください。フォーム入力の際に必要なになります。
- STEP.2** **お試し会員申込みフォーム** <https://app6.tains.org/form/trial/> より、必要事項をご入力いただき、送信してください。
- STEP.3** 送信いただいた内容に沿って、事務局にて照会・会員登録作業を行います。
- STEP.4** お客様宛に利用可能の旨が記載されたメールが届きます。内容に沿ってTAINSをご利用ください。



TAINSメールニュース No.569 2022.04.21

開発許可面積基準を満たすか否か～広大地の該否判定～

(令03-08-03 公表裁決 全部取消し J124-2-07)
 請求人らが、相続により取得した土地(993.37平方メートル、このうち676.25平方メートルが都市計画道路の予定地の区域内で、賃貸用共同住宅の敷地及びその賃貸人用駐車場として一体利用)が広大地に該当するなどとして、相続税の更正の請求をしたところ、原処分庁が、当該土地はa市の開発許可面積基準(1000平方メートル以上の規模の開発行為を行う場合には開発許可が必要で、市街化区域内の分譲等の1区画の面積は原則120平方メートル以上)を満たさないから広大地に該当しないとして更正処分をしたため、その全部の取消しを求めた事案です。

審判所は、次のように判断して請求人らの主張を認めま

した。

原処分庁は、本件土地は現に共同住宅の敷地として有効利用されているから広大地に該当しない等を主張する。しかし、その地域における標準的な宅地の使用は、戸建住宅の敷地としての利用であるから、本件土地は、現に宅地として有効利用されているとは認められないこと、広大地の判定に当たり、開発許可面積基準を指標とすることに合理性はあるとしても、飽くまで指標にすぎず、当該基準を満たすか否かにより一律に広大地に該当するか否かを判定することはできないこと、また、本件土地の経済的に最も合理的な使用は、道路を開発して戸建住宅の敷地とする開発を行うことであると認められることから、広大地に該当する。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 J124-2-07

(税法データベース編集室：岩崎 宇多子)

TAINSメールニュース No.570 2022.04.28

節税目的で取得した不動産の評価～評価通達6が適用される合理的な理由～

(令04-04-19 最高裁 棄却 確定 Z888-2406)

被相続人Aは、亡くなる3年ほど前に、甲不動産及び乙不動産を計13億8700万円で購入・信託銀行等から計10億500万円の借入れをしました。

Aが94歳で亡くなり、共同相続人(上告人ら)が、各不動産について評価通達により計3億3370万余円と評価し、相続税の総額を0円として申告をしたところ、札幌南税務署長から評価通達によって評価することが著しく不相当(評価通達6)であるから鑑定評価額(計12億7300万円)によるべきであるとして、各更正処分等を受けたため、これらの取消しを求めた事案です。

最高裁判所は、次のとおり判示して、原審の判断を是認しました。

評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、合理的な理由があると認められるから、当該財産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのが平等原則に違反するものではないと解するのが相当である。

A及び上告人らは、相続税の負担を減じ又は免れさせるものであることを知り、かつ、これを期待して、あえて本件購入・借入れを企画して実行したのであるから、租税負担の軽減をも意図してこれを行ったものといえる。実質的な租税負担の公平に反するというべきであるから、上記事情があるものといえることができる。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z888-2406

(税法データベース編集室：藤原 眞由美)

税務雑誌目次検索システム

雑誌目次検索システムは、現在、税研・税務事例研究・税理・税経通信・税務弘報・月刊税務事例・国税速報・週刊税務通信・T&A master・速報税理・Profession Journal・国際税務の12誌について、各誌の年号・雑誌名・掲載頁や著者名・肩書・タイトル・判決年月日等により、目次を検索することができます。この目次とは、タイトルの親和性が増すように、若干の加工を行っています。

また、判決・裁決から雑誌目次情報にアクセスできるリンクを備えており、閲覧している判決・裁決等の評釈や実務研究がどの雑誌に掲載されているか確認することができます。



TAINSメールニュース No.571 2022.05.12

**ユニバーサルミュージック事件／同族会社等の行為
計算否認（納税者勝訴）**

(令04-04-21 最高裁 国の上告・棄却 確定 Z888-2411)

本件は、音楽事業を行うA社（被上告人）が、組織再編に伴い、同じ企業グループに属する外国法人からの866億円余の借入れに係る支払利息を損金の額に算入したところ、課税庁が、支払利息の損金算入は法人税の負担を不当に減少させるものであるとして、法人税法132条1項を適用して更正処分等をした事案です。最高裁は、法人税法132条1項の解釈を示した上で、次のように判示して、A社の請求を認めた原審の判断を是認し、国の上告を棄却しました。

本件組織再編取引は、音楽部門において日本を統括する会社としてA社を設立するなどの組織再編成を行うものであるところ、本件取引等は、通常は想定されない手

順や方法に基づいたり、実態とはかい離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるとまではいえず、また、税負担の減少以外に本件組織再編取引等を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在したものであることができる。そうすると、本件組織再編取引等は、これを全体としてみたときには、経済的合理性を欠くものであるとまでいうことはできず、本件借入れは、その目的において不合理と評価されるものではない。

したがって、本件借入れは、法人税法132条1項にいう「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」には当たらないといふべきである。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z888-2411

(税法データベース編集室：市野瀬 齋子)

TAINSメールニュース No.572 2022.05.19

**仕入税額控除／米国アマゾン社の役務の提供に対する
支払手数料**

(令04-04-15 東京地裁 棄却 Z888-2412)

インターネット上のウェブサイト(アマゾン)に、主としてCD、DVD、書籍等の商品を出品し、販売する事業を営んでいる原告が、消費税等についてした期限後申告につき、処分行政庁から、原告が米国アマゾン社から受けた役務の提供は、課税仕入れに該当せず、仕入税額控除することはできないなどとして、消費税等の更正処分等を受けた事案です。

裁判所は次のとおり、原告の請求を棄却しました。

掲載された商品はサイトを通じて、全世界の人々が閲覧できるのであるから、出品サービスは、全世界の人々が原告の商品に関する情報を閲覧する

ことを可能にするものといえ、また、その役務提供の対価である出品手数料が国内の役務に対応する部分と国内以外の地域の役務に対応する部分とに合理的に区分されているとはいえない。そうすると、出品サービスは、「国内及び国内以外の地域にわたって行われる役務の提供その他の役務の提供が行われた場所が明らかでないもの」に該当するものと認められる。

出品サービスに係る「役務の提供を行う者」は、米国アマゾン社であるといえ、役務の提供の管理・支配を行うことを前提とした事務所等は、米国国内に所在していると認められるから、役務の提供が国内において行われたとは認められない。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z888-2412

(税法データベース編集室：大高 由美子)



Tax Accountant Information Network System

お問い合わせ先

TAINS ホームページ下部「お問い合わせフォーム」をご利用ください



よくある質問はこちら。



一般社団法人 日税連税法データベース

<https://www.tains.org/>



TAINSメールニュース No.573 2022.05.26

ゴルフ用地の登録価格～固定資産評価基準によって算定されたか否か～

(令04-03-03 最高裁 破棄差戻し Z999-8439)
下松市長は、被上告人が所有する土地（ゴルフ場用地）の平成27年度の登録価格について、不動産鑑定士の鑑定に基づき、附近の工場用地に比準する方法により工場用地としての取得価額を評定し、造成費の加算をせずに算定しました。被上告人は、登録価格を不服として、審査の申出をしましたが、棄却決定を受けたため本訴に及びました。原審は、登録価格について、固定資産評価基準（評価基準）の定める評価方法に従って算定されたものでないとして、棄却決定の全部を取り消しました。最高裁では、次のとおり判断し、原判決を覆しました。

評価基準は、ゴルフ場用地の評価に際し附近の土地に比準して取得価額を評定する方法として、特定の具

体的な方法を挙げているものではないし、造成から長期間が経過するなどの事情により、当該ゴルフ場用地の造成前の状態を前提とした取得価額を正確に把握できない場合も想定される。そうすると、下松市長が、その造成前の状態である塩田跡地としての取得価額を評定していないことをもって、評価基準の定める評価方法に従っていないと解すべき理由は見当たらない。

したがって、登録価格について、塩田跡地としての取得価額を評定していないことを理由として評価基準の定める評価方法に従って算定されたものということができないとした原審の判断には、固定資産の評価に関する法令の解釈適用を誤った違法がある。よって、原判決を破棄し、本件を原審に差し戻すこととする。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z999-8439

(税法データベース編集室：依田 孝子)

TAINSメールニュース No.574 2022.06.02

外国子会社合算税制／特定外国子会社等が締結した再保険に係る元受保険契約

(令01-09-03 非公開裁決 棄却 FO-2-992)
本件は、原処分庁が、請求人の特定外国子会社等が非関係者である保険会社との間で締結した再保険契約に係る元受保険について、租税特別措置法施行令39条の117第8項5号括弧書（平成28年政令第159号による改正前のもの）に規定する「関係者以外の者が有する資産又は関係者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険」に該当せず、外国子会社合算税制の適用除外基準のうち非関係者基準を満たさないとして法人税等の更正処分等を行った事案です。

審判所は、下記のように判断して請求を棄却しています。

本件元受保険契約は、請求人の関係者との間でクレジット契約を締結する顧客のうち、本件元受保険契約

に加入する各顧客の死亡、失業又は全身の障害という保険事故に関し一定の保険給付を行うことを約するものであり、本件元受保険契約では、請求人の関係者が有する各債権の回収を確実にすることがその契約上予定されていると認められる。すなわち、本件元受保険契約は、各顧客が有する資産に生ずる損害又は各顧客が損害賠償責任を負うことによって被る損害の填補を約する内容のものではないと認められる。

したがって、本件元受保険契約に係る保険は租税特別措置法施行令39条の117第8項5号括弧書に規定する「関係者以外の者が有する資産又は関係者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険」に該当しない。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 FO-2-992

(税法データベース編集室：草間 典子)

全税共はVIP・年金の拡販を通じて

税理士業界、関与先、社会公共の発展に貢献しています


◆全税共の事業◆

VIP大型総合保障制度	経営者大型保険 経営者に万一のことがあったとき、大型の保障で企業を守ります
経営者保険総合プラン	定期保険、終身保険、養老保険など多彩な商品で経営者・社員の生活を守ります
経営者スーパープラン	ガンなどの生活習慣病保障に重点を置いた保険を始め、医療保険全般が揃っています
団体所得補償保険	就業不能時に、税理士には月額最高200万円を補償します
新・団体医療保険	入院1日目から補償。一入院最高120日を補償（通算1000日）します
介護・がん補償保険	要介護3以上で年金方式の保険金。1年更新で様々な補償があります

全税共年金
税理士とその関与先のための公的年金を補完する拠出型企業年金保険。積立は月々1万円から

事業承継(M&A等)顧客紹介 PET・人間ドック 介護無料相談 健康相談・セカンドオピニオン手配サービス
ホームセキュリティ みまもりサポート 全税共個人型DC(確定拠出年金) 全税共文化サロンの運営 ほか

全国税理士共栄会 〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4F TEL.03(5740)8331 FAX.03(5740)8333 <http://www.zenzeikyo.com/>



■TAINSメールニュース No.575 2022.06.09

仕入税額控除／用途区分／ドラッグストアでの商品券販売

(令02-06-18 非公開裁決 棄却 F0-5-295)

本件は、ドラッグストア等を経営する請求人の店舗に係る水道光熱費等について、原処分庁が、当該店舗において、商品券の販売(本件販売行為)があることから、水道光熱費等については、課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共通して要する共通対応に該当する課税仕入れに区分すべきであるなどとして、消費税等の更正処分等を行ったのに対し、請求人が、本件販売行為は、委託販売に該当し、販売手数料(課税資産の譲渡等)のみを収入として計上することが適正であるなどとして、原処分の一部の取消しを求めた事案です。

審判所は、次のように判断し、請求人の請求を棄却しました。

請求人と商品券を発行するAとの間で、本件販売行為を委託販売の方法で行う旨の契約書が取り交わされた事実は認められないこと、Aが作成する商品券取扱加盟店取引約款等においても、本件販売行為が委託販売に該当するものであると判断するに足る記載は見当たらないこと、請求人は、額面金額と等額の現金で販売したとする会計処理を行っていたこと等からすれば、本件商品券の顧客への販売代金の最終的な帰属者は請求人であると認められる。以上のことから、本件販売行為が委託販売に該当するとは認められず、本件販売行為は、非課税資産の譲渡に該当し、水道光熱費等は、共通対応に該当する課税仕入れと認められる。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 F0-5-295

(税法データベース編集室：小菅 貴子)

■TAINSメールニュース No.576 2022.06.16

更正の請求と立証責任～関係会社に対する架空業務支援費等～

(令02-12-02 東京高裁 棄却・確定 Z270-13491)

控訴人(医療法人社団A)が、税務調査を受けて控訴人の関連会社に支出していた業務委託費や広告宣伝費を自己否認して修正申告書を提出しました。その後計算に誤りがあるとして更正の請求をしたところ、処分行政庁から更正すべき理由がない旨の通知処分を受けたことから通知処分の取消訴訟において「納税者が確定した申告書の記載が真実と異なることについての主張立証責任を負うか」等が争点になりました。

裁判所は、次のように判示し、控訴人の請求を棄却しました。

申告納税方式による国税に係る税額は、その後に更正がされない限り、納税者の納税申告のとおり確定するものであるこ

と、納税申告の前提となった事実関係及びそれを誤りであるとする事実関係は更正の請求をする納税者が熟知していること等に照らせば、更正をすべき理由がない旨の通知処分の取消訴訟においては、更正の請求に係る事実関係は納税者たる控訴人において主張、立証すべきものと解するのが相当である。

控訴人は確定した申告書(修正申告書)に記載された事実が真実と異なることを主張立証すべきところ、各修正申告書記載の事実が真実と異なることをうかがわせる具体的な事情があるとはいえないから、本件各通知処分に違法な点はないというべきであり、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は相当である。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z270-13491

(税法データベース編集室：岩崎 宇多子)

税理士顧問料の集金は **報酬自動支払制度** にお任せください。 税理士業界一筋45年余の信頼と実績

報酬自動支払制度 が選ばれる理由

- 理由1 未収金を防ぎ業務負担を大幅に軽減!
- 理由2 基本料金0円! 関与先1件335円で利用可能! *郵送型「POST」の場合
- 理由3 総合的な売上管理が可能! *ネット型「e-NET」(売上管理型)の場合
- 理由4 確定申告や相続税の申告など 不定期の報酬にも対応!

用途に応じて選べる2つの方式

POST 郵送型 帳票を毎月郵送

まずは1件から始めたい先生におすすめです。

■ 利用料金
基本料..... 無料
口座振替請求手数料..... 335円/件

e-NET ネット型 ネットで管理も楽々

集金管理の効率化を図りたい先生におすすめです。
[e-NETの集金支援システム特許取得(特許第5117097号)]

■ 利用料金..... 1,800円/月
(5日と28日両方の振替日をご利用の場合は、2,100円/月となります。)
口座振替請求手数料..... 240円/件

ネット型「e-NET」専用サービス

税理士先生に代わり 関与先様へ「請求書」をメールで無料送信出来ます。

*表示金額に消費税は含まれません。

オンライン説明をご希望の方は、お電話または、メールでお申込ください。
電話番号 03-3345-8888 アドレス h-shiryu@nichizei.com

➡ (報酬自動支払制度)オンライン説明始めました。

東京税理士協同組合 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士協同組合会館 〒151-0051 <https://www.tozeikyoo.or.jp>

お問合せ 資料請求 **0120-155-551** ホームページからどうぞ

東京税理士協同組合 株式会社 日税ビジネスサービス

1080425(09)

TAINSメールニュース No.577 2022.06.23

所得の帰属～家族名義口座に振込送金された金員の給与所得該当性～

(令02-11-05 大阪高裁 棄却 確定 Z270-13477)

医療法人社団A(A)の理事長である控訴人は、西宮税務署長から所得税等について、Aが控訴人の妻であった者(乙)及び子ら(長男丙及び二男丁)に対して支払った金員が控訴人への給与であると認定され更正処分等を受けました。本件は、控訴人がこの認定は誤りであるなどと主張して各処分の取消しを求めた事案です。大阪高裁は、原審判決を引用及び補正して次のとおり判示しました。

妻乙及び長男丙はAの理事の地位にあったものの、理事としてあるいはAの職員として対価を得るような職務を行っていなかったこと、二男丁もAに何ら役務提供を行っていないこと、乙らへの報酬は、理事長である控訴人が、その一存で本件各金員の支払及びその額を決定し、控訴人が通帳

及び印鑑を管理する本件各口座(乙、丙、丁名義の各口座)に入金していたことなどが認められる。

本件各金員は、控訴人に対して支払われた給与であると解するのが相当であって、本件給与所得は控訴人に帰属するものというべきである。

本件乙口座1及び2は、控訴人が管理する口座であったことからすると、たとえ、本件別府物件の取得のための借入金の返済費用や乙名義の年金保険料が本件各口座からの支出金から充てられていたとしても、Aから本件乙口座1及び2に振込送金された各金員が控訴人に帰属するという判断が左右されるものではない。

《検索方法》[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 Z270-13477

(税法データベース編集室：藤原 眞由美)

TAINSメールニュース No.578 2022.06.30

みなし譲渡(土地の時価) / みなし贈与(著しく低い価額の対価)

(令02-10-23 東京地裁 一部認容・棄却 控訴 Z270-13473)

本件は、亡Dの相続人である原告A、原告B及び亡Dから不動産の譲渡を受けた原告C社が、その譲渡は低額譲渡であったとして、所得税、相続税、法人税等につきそれぞれ更正処分等を受けた事案です。飯田税務署長は、不動産の時価を4億0840万円と評価しています。東京地裁は、不動産の評価単位を7区分した上で、評価通達を準用した方法により時価を2億3489万円余と算定し、各税目について、次のように判示しました。

本件譲渡に係る売買代金1億2000万円は、各不動産の譲渡時点における評価額2億3489万円余の2分の1(1億1744万円余)に満たない金額とはいえないから、本件譲渡に所得税法59条1項2号を適用することはできない。

相続税法9条の関係においては、本件時価(公示価格水準)の80%程度あれば、「著しく低い価額の対価」とはいえないと解されるが、本件譲渡の対価1億2000万円は不動産評価額の約51.1%であるから、所得税法とは異なり、「著しく低い価額の対価」で利益を受けさせたものに当たると解され、本件譲渡によるC株式(原告B保有)の増加益は、原告Bが亡Dから贈与により取得したものとみなして相続税の課税価格に加算されることとなる(相基通9-2)。

本件譲渡は、原告C社が、時価に比して低い価額で各不動産の譲渡を受けたものであるから、その差額を受贈益として原告C社の益金に加算すべきである。

《検索方法》[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 Z270-13473

(税法データベース編集室：市野瀬 音子)

しっかりした補償で専門家としてのリスク対応を万全に

**税理士職業賠償責任保険
会計参与賠償責任保険**

(株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階
<https://zeirishi-hoken.co.jp>



TAINS で使える便利な書式集

日本法令が提供する書式集で、ビジネス文書 830、契約書式 250、内容証明 470、会社規程 120、各種申請書 670+40（マイナンバー）が利用できます。

※利用に際しては、マイクロソフト社の Word、Excel などが必要になります。



各種申請書
・届出書

- 労働基準監督署 ・労働保険料徴収法等・労働基準法（監督等）・労働基準法（時間等）
・労働基準法（賃金等）・労働者災害保険法（業務災害等）・労働者災害保険法（通勤災害等）
・労働者災害保険法（遺族補償等）・労働安全衛生法等
- 公共職業安定所 ・労働保険料徴収法等・雇用保険法（適用等）・雇用保険法（給付等）
・雇用保険法（個人番号等）
- 年金事務所 ・健康保険法（適用等）・厚生年金保険法（共通の適用等）・厚生年金保険法（適用等）
- 協会けんぽ ・健康保険法（給付等）
- 税務署 ・所得税法等・法人税法・消費税法・市区町村
- 警察署 ・道路交通法等
- 国土交通省 ・建設業に関するもの
- 登記所（法務局） ・商業登記・不動産登記



ビジネス文書

- ・社内文書・社外文書
- ・税理士向け挨拶・通知文例
- ・メール文例
- ・英文メール文例



マイナンバー
関連書式

- ・社内書式
- ・従業員用書式
- ・支払調書該当者用書式
- ・委託先用書式



契約書

- ・継続的売買取引・土地の賃貸借契約・建物の賃貸借契約・動産の賃貸借契約
- ・使用貸借契約・金銭貸借契約・抵当権・根抵当権・債権譲渡・仮登記担保設定契約
- ・動産譲渡担保契約・贈与契約・委任・委託契約・労働契約・請負契約・支配人選任契約
- ・経営委任契約・商取引開始から終了まで、その他・知的所有権契約・合併契約・株式譲渡契約
- ・営業譲渡契約・企業提携に関する契約・土地建物の売買契約、建物の売買契約
- ・近隣に関する契約・成年後見に関する契約・介護に関する契約



内容証明

- ・土地の貸借・建物の賃貸
- ・不動産売買・金融取引
- ・その他の取引・会社の運営
- ・社会生活上のトラブル
- ・親族・相続



会社規程

- ・経営・人事・総務関係規程
- ・業務・管理関係規程
- ・建設業の社内規程



事例別検索

- ・社員に関わる手続
- ・会社に関わる手続



ビデオライブラリ

- ・2時間で分かる決算書の見方
- ・2時間でできる人事考課評定者トレーニング
- ・問題社員を見抜く採用・面接の選考テクニック
- ・これだけは知っておきたい改正高齢者雇用安定法
- ・正高齢者雇用 ...



ビジネスサポート
web セミナー

- 2017年改正個人情報保護法の注意点
- 最高裁判決からみるメンタルヘルス

ダウンロードランキング

- 1位 ◆労働条件通知書兼雇用契約書
- 2位 ◆配当金計算書
- 3位 ◆定時株主総会議事録 取締役会設置会社における役員全員重任の場合(株式会社・役員変更)
- 4位 ◆秘密保持契約書
- 5位 ◆取締役会議事録
- 6位 ◆自動車賃貸借契約書
- 7位 ◆コンサルティング業務委託契約書
- 8位 ◆事業譲渡契約書（譲受側）
- 9位 ◆株式譲渡契約書（譲渡側）
- 10位 ◆出向協定書

2022.6.30現在

1 税法データベース収録情報一覧 2022.6.30現在

	所得 税	法 人 税	相 続 税	消 費 税	他 国 税	地 方 税	そ の 他	計
判 決	6,247	3,368	1,572	337	564	368	846	13,302
裁 決	2,179	1,629	1,187	469	239	47	1	5,751
通 達	3,614	4,690	2,196	747	22	0	240	11,509
相 談 事 例	1,949	4,232	2,998	2,436	126	1	354	12,096
その他文書	0	0	0	0	0	0	151	151
行政文書	84	144	0	19	2	0	2,049	2,298
計	14,073	14,063	7,953	4,008	953	416	3,641	45,107

・裁決には、非公開裁決3,482件が含まれています。 ・情報公開法に基づき開示された情報数は9,447件です。

2 収録期間 2022.6.30現在

国 税	収 録 期 間	
	重要判決	昭和40年以前
判 決	税務訴訟資料は昭和41年から 最新判決は令和4年5月18日まで	
	裁 決	裁判事例集は昭和45年から 非公開裁決は令和4年3月31日まで
その他		判決・裁決 令和3年12月24日まで

判決・裁決は、原則として、税務訴訟資料及び裁判事例集により編集しますが、それ以外は、判決書・裁決書・雑誌・裁判所及び税務大学のホームページによります。

■日税連税法データベース会員数一覧

2022.6.30現在

会 別	個人会員	法人会員
東 京	2,343	34
東京地方	691	8
千葉県	251	2
関東信越	566	7
近 畿	1,223	5
北 海 道	203	2
東 北	339	2
名古屋	482	6
東 海	336	7
北 陸	164	1
中 国	326	2
四 国	179	2
九州北部	304	4
南九州	237	2
沖 縄	76	0
小 計	7,720	84
そ の 他	250	
合 計	8,054	

TAINS研修会のお知らせ

中国税理士会

▶全国統一研修会共催

日 時：令和4年8月17日(水)～令和4年8月25日(木)
会 場：広島市ほか
講 師：青木 丈
テーマ：税務調査における適正手続一事前通知から終了手続・
附帯税・処分後の不服申立手続まで

九州北部税理士会

日 時：令和4年10月14日(金) 13:00～17:00
会 場：九州北部税理士会館(博多)
講 師：若林俊之 草間典子
テーマ：借地権の関係

お詫びと訂正

TAINS だより 2022 新年号において、20P の日税連税法データベース会員数一覧の会員数に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

現在は正しい内容に修正しております。TAINS ログイン後の画面右下のメニュー「TAINS だより」から「TAINS だより 2022 新年号」をご参照ください。



TAINS 2022年夏号

- 発行日／2022年7月15日(VOL.28 通巻第231号)
- 発行所／一般社団法人日税連税法データベース
- 編集・発行人／清田 明弘
- 住 所／〒141-0032東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館3F
TEL.03-5496-1195 FAX.03-5496-1298
- Mail：info@tains.or.jp
- HP：https://www.tains.org

税理士新規登録者なら
税理士の最強ツール
タインズが

6ヶ月
無料
制度スタート

対象者

税理士登録日の翌月から6か月以内に入会申込をした方
かつ令和3年5月1日以降に税理士登録をした方

税理士の
必携ツールが!!

ライバルに
差をつける。

判例・判決を読んで
そなえよう!!

- ・税理士新規登録者は、TAINSの会費及び利用料金が6か月間無料になります
- ・無料期間終了後の会費
月額 2,018 円 (会費 1,000 円 〈不課税〉+ 利用料 1,018 円 〈税込〉)
お得な年払いもございます
- ・詳しくはホームページをご覧ください

お申し込みはこちらから
www.tains.org



STEP 1 TAINS ホームページ上部の
入会申し込みボタンから申し込む
www.tains.org

STEP 2 手続完了後、すぐにご利用できます。



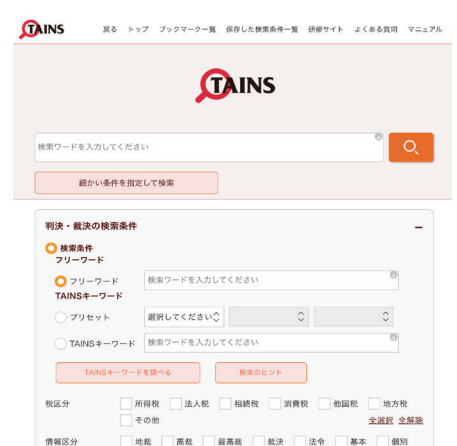
税理士がつくる、
税理士のためのデータベース
ぜひ、ご活用下さい。



トップページの入会申し込みボタンをクリック



支払方法の確定後、利用開始となります。
詳しくはホームページをご覧ください。



検索結果を保存したり、関連情報を横断検索。
研修動画もご覧になれます。

欲しい情報にたどり着く、進化した検索エンジン!! シンプルで使いやすくなった TAINS をご活用ください。

誰でも簡単に
検索できる!!



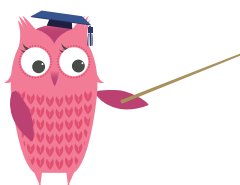
欲しい情報にたどり着く
ハイブリッド検索!

読みやすい
判決・裁決!!

TAINSで
研修がうけられる。

TAINSとは

TAINS (税理士情報ネットワークシステム) は、日税連のもと税理士がつくる税理士のためのデータベースとして運用更新されています。税務に関する判決、裁決、通達をはじめ、通常では入手が難しい課税庁内部資料も多数収録されています。また検索結果から提携出版社のデータベース、国税庁、国税不服審判所ホームページなど横断検索も可能。**TAINS は今回のバージョンアップで TAINS6.1 に進化しました。**新しくなった検索エンジンで、初めての方でも確実に目的の情報にたどり着けます。**ぜひTAINSにアクセスして信頼のデータベース TAINS をご活用ください。**



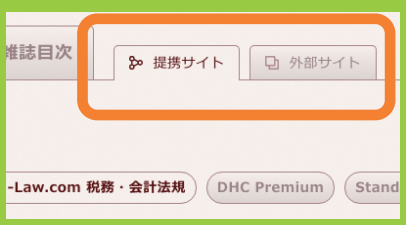
■ 新しいアルゴリズムで進化した検索エンジン



新しくなったフリーワード検索と TAINS キーワード検索を組み合わせたハイブリッド検索で、税理士が欲しい情報にたどり着けます。

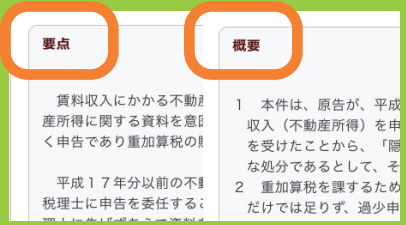


■ 一度の検索で外部サイトと連携して情報を表示。



従来の検索に加え、一度の検索で提携出版社のデータベース、国税庁、国税不服審判所ホームページなどの情報を表示します。

■ 税理士視点の「要点」と「概要」で裁決・評決を読みやすく。



判決・裁決については、『本文』に加えて、裁判官視点でまとめた『概要』、税理士視点による『要点』を収録しています。

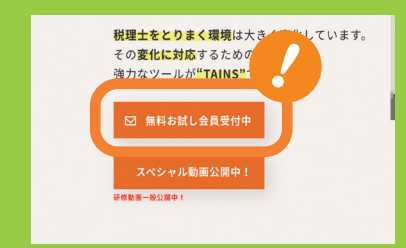
■ スマートフォンにも対応。



調査の現場、移動中の電車、打ち合わせ中でも、いつでもどこからでもご利用できます。



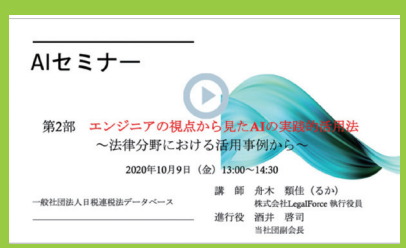
■ 退会者・お試し会員期間終了者の方はチャンスです。



今回のバージョンアップの特典として、退会者・お試し会員終了者にも再度お使い頂けます。



■ オンデマンドによるビデオ研修をTAINSで受講できます。



会員になると日税連研修システムと連携したビデオ研修が受けられます。



税理士の方であれば、30日間無料でお試しいただけます(退会者・お試し会員期間終了者も再度入会可能となります)。
www.tains.org トップページ無料お試し会員受付中のボタンから!! 是非お試しください。

■「無料お試し会員」で体感



会員でない税理士でもお試し会員に登録すると、30日間、有料会員とほぼ同一の機能をご利用いただけます。

■ 税理士法人にも対応

個人会員 <small>税理士個人の方はこちら。</small>	法人会員 <small>税理士法人で2ライセンス以上ご利用の方はこちら。</small>
月払い 2,018円 (税込)	月払い 4,037円~ (税込)
年払い 22,186円 (税込) <small>月払いよりも年間2,000円お得です</small>	年払い 44,372円~ (税込) <small>月払いよりも年間約4,000円お得です</small>

新たに法人会員にも対応しました。法人のニーズに合わせて複数のライセンスをご提供します。

1001 ■ お得な年会費制度

24,216円 → **22,186円**
(月払いの場合) (年払いの場合)

お支払はクレジットカード決済と口座振替からお選び頂けます。

ちょっとお得な年会費制度も導入しました。あわせて、クレジットカードによる決済も可能になりました。

税理士新規登録者に対する6か月間の無料制度がスタートしました。詳しくはホームページをご覧ください。

申込はホームページ、または下記入会申込書を FAX!!

ホームページアドレス

www.tains.org



■ トップページの入会申し込みボタンから!!

■ または、下記の申込書を FAXしてください。

FAX : 03-5496-1298 へお送り下さい。

※無料お試し会員はこちらから!!



入会申込書

私は、貴法人の趣旨に賛同し、賛助会員として入会申込みをいたします。

フリガナ	税理士 (法人) 登録番号	所属税理士会	所属支部
氏名/法人名			
メールアドレス ^{※1}			
会費等支払方法 ^{※2} どちらかに○をつけてください	口座振替 ・ クレジットカード決済	会費等支払期間 ^{※3} どちらかに○をつけてください	月払い ・ 年払い

※1 ご登録いただいたメールアドレスは、利用目的(メールニュース・研修等のTAINSからのお知らせ)の範囲内で適切に取り扱いたします。
 ※2 口座振替を選んだ方には、口座振替依頼書を郵送いたします。また、クレジットカード決済を選んだ方には、クレジットカードの登録方法をメールでご案内いたします。
 ※3 年払いの場合は、年払い期間中に退会しても既に支払われた会費及び利用料は返還されません。
 ※お申込み確認後、ID及びパスワードをメールでお知らせいたします。
 ※入会月は無料です。
 ※税理士以外の申込者は、一般社団法人 日税連税法データベースまでお問い合わせください。



一般社団法人
日税連税法データベース

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 3F
<https://www.tains.org>
 Mail:info@tains.or.jp

新時代も変わらない 助け合いの輪を

日本税理士共済会の

「災害見舞金」制度と「会務従事者見舞金支援」制度は、

加入者の皆様によって支えられています。

下記制度へのご加入を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 江本 英仁
(関東信越税理士会 会長)

税理士
団体保障

団体介護保障

おしどり保障

個人年金

にちぜいきょうさい
日本税理士共済会

日本税理士共済会は
公益財団法人日本税務研究センターが運営する
「日税研通信ゼミ」を支援しています

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館 5F

電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

ウェブサイトは
こちら

